

18、江 南 市
平成20年9月12日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情に関する回答

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

(回答)

社会保障施策を展開していくうえにおいては、厳しい財政状況の中、公平・公正な福祉行政を推進していくとともに、高齢者・障害者の皆さんの福祉の向上に努めてまいります。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

(回答)

第4期介護保険事業計画の中で21年度から23年度までの3年間で必要な給付費に応じた保険料を定めていきます。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答)

保険料の減免は、所得段階3段階を対象とした減免を行っています。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

(回答)

高齢者に対する訪問介護サービスの利用料減免は、平成17年度から国の制度は廃止されていますが、低所得世帯の方には引き続き5%の減免を行っています。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

(回答)

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に基づきケアマネジャーがアセスメントをし、サービス担当者会議で必要と認めた方は、その旨を書類で提出していただき、市が必要と認めた方には貸与しています。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サ

ービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

(回答)

第3期介護保険事業計画にそって、平成19年度に介護老人福祉施設を1か所、認知症通所介護1か所設置しました。また、平成20年度に認知症対応型共同生活介護1か所、小規模多機能型生活介護1か所を予定しています。第4期介護保険事業計画には、サービスの利用状況を勘案して計画を策定していきます。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答)

適正な人材確保、サービスの向上などを図るため、全国市長会が国へ要望書が出されております。また、研修については、居宅介護支援事業者・サービス提供事業者連絡会やケアマネジャーが自主的に行なっているケアマネクラブで研修の支援を実施しています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答)

配食サービスは、月曜日から金曜日までの週5日、昼夜選択制で実施しています。また、20年度において1地区でふれあい給食会を実施していますが、この状況をみて検討していきます。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

(回答)

85歳以上の方には、タクシー料金の助成を行っています。また、タクシーを利用するのこまいCAR(定期便・予約便)を運行しています。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(回答)

市の補助団体である社会福祉協議会が現在、市内10か所の「いきいきサロン」に対し助成を行っています。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答)

要支援2以上の方を対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答)

平成18年度に要支援2以上で障害者手帳を持っていない方で、申請のあった方に認定書を送付しました。19年度は、前年度の証明書で申告していただけになったことや、新しく認定を受けたり、介護度が重度になったり、紛失された方には申し出ていただくよう広報で周知しました。

2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

(回答)

市独自の対応は困難です。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(回答)

後期高齢者広域連合との十分な協議を行っていきます。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答)

市独自の対応は困難です。

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

(回答)

市の事業として行うことは困難です。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)

県の子ども医療制度を拡大し実施しておりますが、さらなる拡大は困難です。

②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

(回答)

平成19年度から妊産婦にかかる経済的不安を軽減し、少子化解消の一助にすることを目的として、公費負担による妊婦健康診査を2回から10回、産婦健康診査を1回追加しました。新たな拡充は困難です。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

(回答)

限度額の引上げは行いましたが保険税率の引上げは行っておりません。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

(回答)

新たな減免制度は困難です。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

(回答)

新たな減免制度は困難です。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)

前年所得金額が400万円以下の基準に拡大し対応しています。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

(回答)

福祉医療対象者は除外しています。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

(回答)

納税者と十分納税相談を行い、保険税を納付されるよう指導しています。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

(回答)

該当する方は口座振替の選択もできます。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

(回答)

新たな減免制度は困難です。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

(回答)

国において資産要件も見直されたことから、撤廃は考えておりません。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

(回答)

市独自の軽減策として、移動支援では低所得の方には5%の減免を実施しています。また、地域活動支援センターにおいては、軽減した利用者負担としています。

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

(回答)

策定に当たっては、障害者、一般住民、各福祉団体、施設関係者からアンケートを実施し計画策定に反映してまいります。

また、策定委員には、家族会などの障害者団体やサービス提供者にも参加していただき策定してまいります。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(回答)

- (1)特定健診の実施については、尾北医師会管内の2市2町にて協議しており、平成20年度は、昨年までの基本健診と同程度の健診内容を維持するため、基本項目に加え、原則、必要な人のみである詳細項目を全員に行うこととし、1,000円の自己負担を徴収することとしました。
- (2)がん検診については、受益者負担ということで一部自己負担があります。財政状況の厳しい中、また、受益者負担の考え方からも自己負担金を無料にすることは困難です。
- (3)歯周疾患検診については、自己負担はありません。
- (4)実施機関は、7月から10月までの4か月間です。
- (5)がん検診は、個別・集団の両方式で実施しておりますが、特定健診、歯周疾患検診は、個別医療機関委託方式により実施しております。

- ②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

(回答)

平成20年度から歯の健康に関心を持ち、歯周病予防を心がける人を増やすため、節目年齢対象者を40,50,60,70歳から40,45,50,55,60,65,70歳に拡充しました。検診料は年1回で、無料で実施しております。

7. 地方税の徴収について

- ①地方税の年金天引きを行わないでください。

(回答)

市独自での対応は困難です。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

(回答)

意見書が提出されております。

- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。

(回答)

制度見直しが行われておりますので、適切な執行に努めてまいります。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(回答)

市長会などを通じ国に対して要望書を提出していきます。

- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国

庫負担金を減額しないでください。

(回答)

全国市長会より国へ要望されています。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

(回答)

国の施策であります。

⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

(回答)

全国市長会より国へ要望されています。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答)

市長会などを通じて要望していきます。

②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。

(回答)

意見書が提出されています。

③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。

(回答)

制度見直しの議論がされていますので動向の把握に努めます。

④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

(回答)

意見書が提出されています。

⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

(回答)

県へ要望していきます。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

(回答)

県へ要望していきます。

⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

(回答)

国の施策であり、また、市独自で軽減も行っております。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。

(回答)

制度見直しの議論がされていますので動向の把握に努めます。

②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。

(回答)

制度見直しの議論がされていますので動向の把握に努めます。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

(回答)

広域連合の中で議論がされています。

④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。

(回答)

健康診査が必要な方は全員対象となっています。

⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

(回答)

制度開始より半年間であり、運営状況の把握に努めます。

以上

